

② 定額減税補足給付金(調整給付)の確認書をご返送ください

問 税務課(内線 113)

現在行われている令和 6 年分の所得税と令和 6 年度分の住民税の定額減税において、定額減税しきれない差額を 1 万円単位で切り上げて「調整給付金」として支給しています。

市では、マイナンバーと紐づけた公金受取口座を登録した方への振り込みは 99.80%(7 月 25 日現在)完了しています。公金受取口座を登録していない方には 6 月 18 日付けで「調整給付金支給確認書」を送付し、順次同封の返信用封筒で返送いただき、7 月 25 日現在で 56.61%の方へ振り込みを完了しています。

「調整給付金支給確認書」の返送がお済みでない方は、お早目にご返送ください(返送期限：令和 6 年 10 月 31 日)。

内容に不明な点がある場合は、お気軽にお問合せください。

③ 令和 6 年度 新たな住民税非課税世帯等給付金のお知らせ

問 社会福祉課(内線 157)

令和 6 年度新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して、物価高騰対策として、1 世帯あたり 10 万円を給付します。

また、給付金対象世帯に属する 18 歳以下の児童に対し、こども加算分として、児童 1 人あたり 5 万円を給付します。

※本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、差押禁止等および非課税所得の対象となります。

対象世帯

令和 6 年 6 月 3 日時点で笠間市に住民票があり、令和 6 年度住民税(定額減税前)の課税状況が次のいずれかに該当する世帯

○世帯員全員の令和 6 年度の住民税が

- ・非課税である世帯
- ・非課税または均等割のみ課税者である世帯

ただし、次のいずれかに該当する場合は **対象外** となります。

- ・世帯全員が、令和 6 年度住民税課税者の税法上の扶養を受けている世帯
- ・令和 5 年度「低所得世帯支援金(追加給付分)(7 万円)」または「均等割のみ課税世帯給付金(10 万円)」の対象世帯(他市町村において、同内容の給付金の対象世帯についても対象外)

支給額 1 世帯当たり 10 万円(原則として、世帯主の口座に振込みます)。

※同一世帯に 18 歳以下(平成 18 年 4 月 2 日生まれ以降)の児童がいる場合、対象児童 1 人当たり 5 万円が加算されます。

支給方法 1. 原則、書類で指定した世帯主の金融機関口座へ振込みます。

2. 返送書類を 市が受理した日から、約 4 週間を目安に指定口座へ振込みます(返送書類に不備がない場合)。振込予定日は、改めて通知書にてご案内します。

申請方法等 対象の世帯主宛に、令和 6 年 8 月中旬から順次、案内書類を送付します。書類に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にて必要書類を返送してください。

※令和 6 年 1 月 2 日以降に、転入した世帯および世帯員に異動があった世帯は、案内書類が届かないことがあります。その際はお問合せください。

受付締切 令和 6 年 10 月 31 日(木) ※消印有効